



独立行政法人

農林水産消費安全技術センター (ファミック)

Food and Agricultural Materials Inspection Center
Incorporated Administrative Agency



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

食品をめぐる様々な課題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

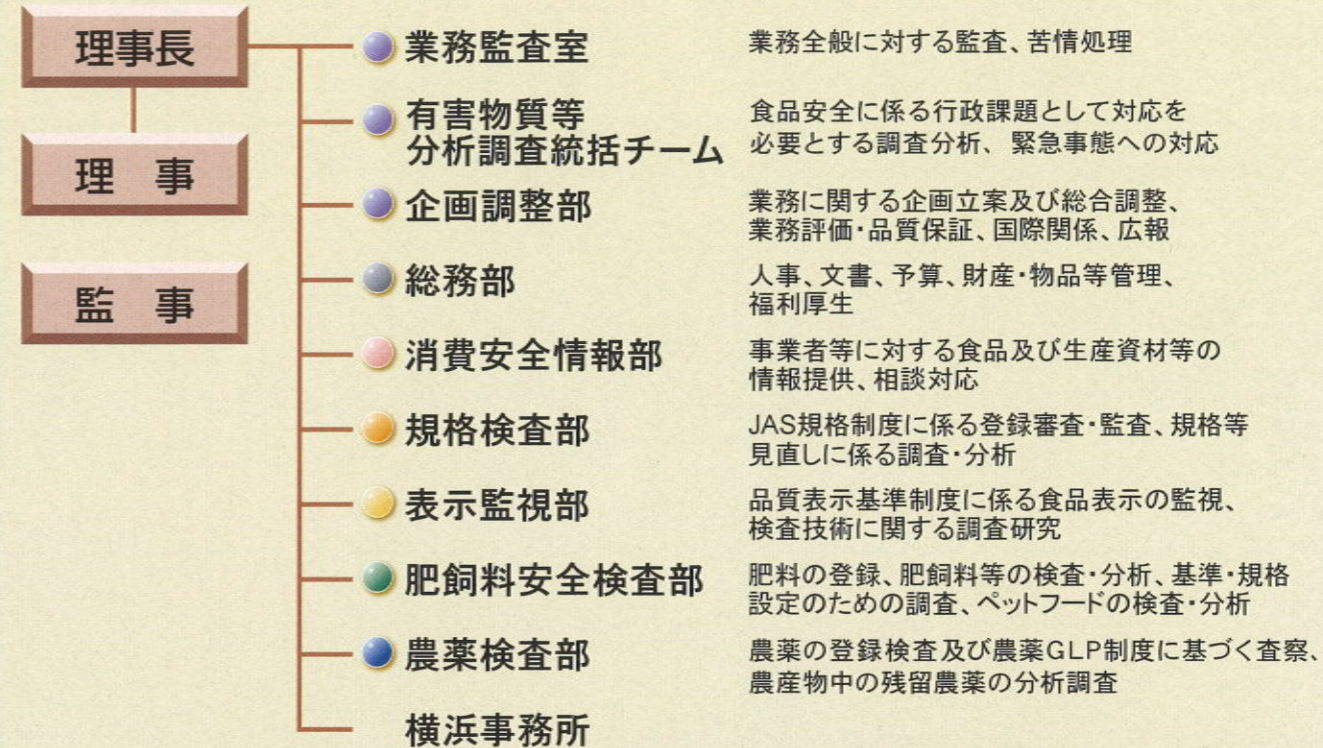
このため、農林水産消費安全技術センター（略称：FAMIC（ファミック））では、専門技術的知見を活か

して、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な推進、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。

食品の安全と消費者の信頼を確保するシステム



本部



茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県



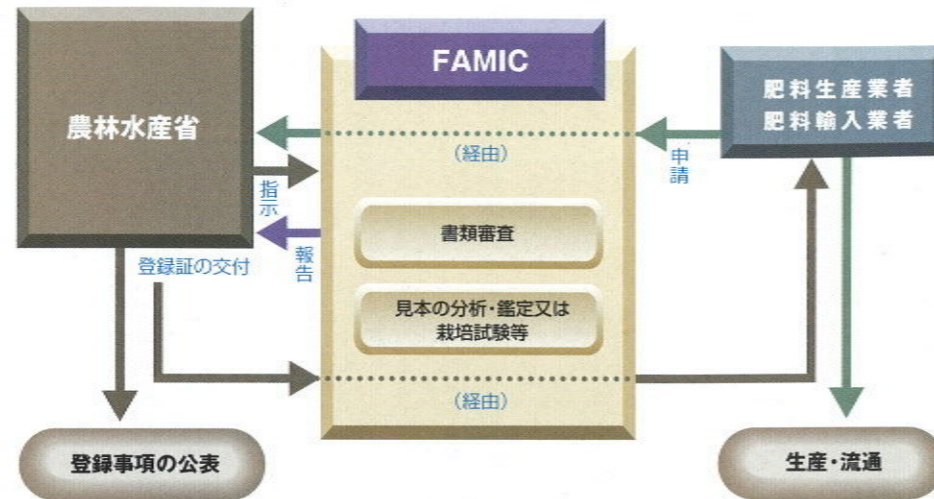
肥料の安全性の確保

肥料取締法

「肥料取締法」は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的として定められています。

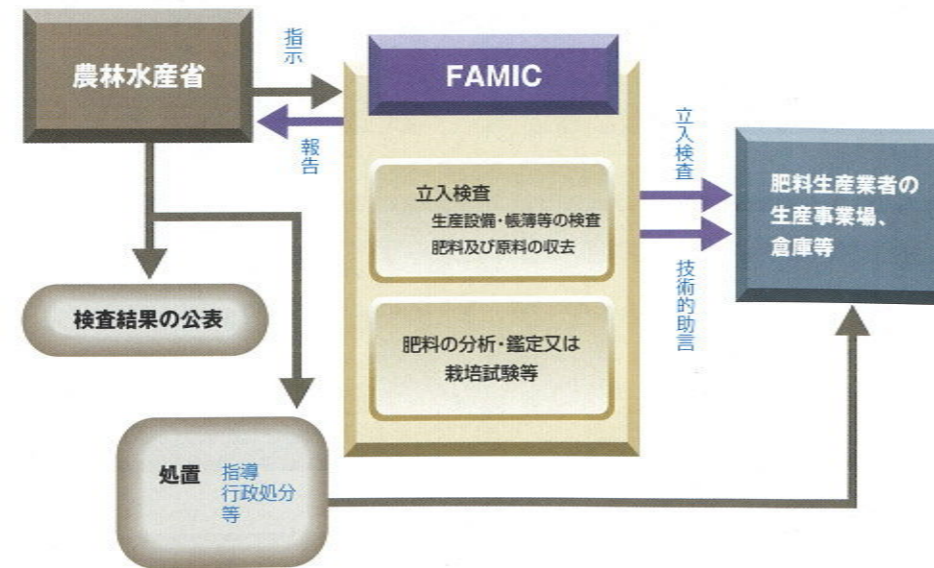
肥料の登録及び仮登録の申請に関する業務

肥料は、登録又は届出をしないと生産、輸入、販売ができません。FAMICでは、農林水産大臣の指示により、生産業者又は輸入業者から提出された登録（仮登録）申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定又は栽培試験等を行い、公定規格への適合性等を判断しています。



肥料の立入検査に関する業務

安全な農産物を国民に安定的に提供するためには、肥料の安全性及び品質を確保することが大切です。FAMICでは、農林水産大臣の指示により、肥料の生産事業場、倉庫等に立ち入り、肥料及び原料、並びに生産・出荷の関係帳簿書類等についての検査や、肥料等の取去を行っています。取去した肥料等は、主成分や有害成分が、公定規格に適合しているかについて、分析・鑑定又は栽培試験等の検査を行い、農林水産大臣に報告しています。検査の結果、法令等に抵触すると認められた場合は、農林水産大臣の指示により関係者への技術的助言等を行っています。



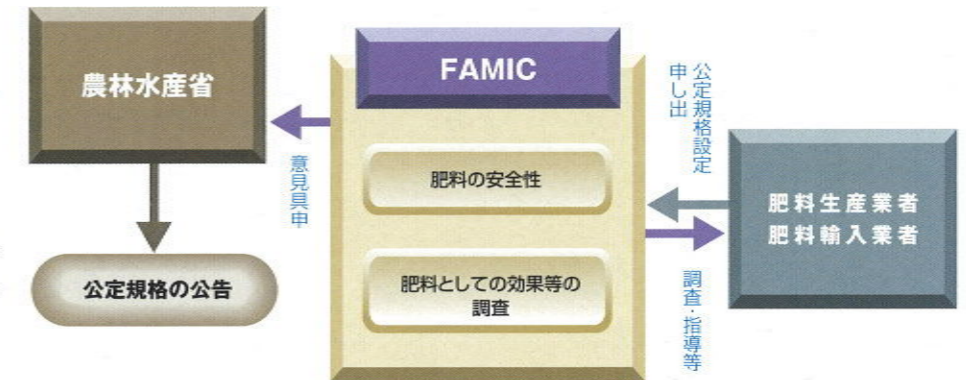
標準試料の配布

肥料分析の精度の維持に必要な標準試料を作成して、肥料生産事業者等へ配布を行っています。独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の標準物質総合情報システム(RMinfo)でも紹介されています(配布に関しては、所定の申請及び手数料が必要となります。)

【標準試料の概要】 肥料認証標準物質A(高度化成肥料)、肥料認証標準物質B(普通化成肥料)、肥料認証標準物質C(汚泥発酵肥料) 【適用範囲】 化成肥料又は類似した肥料中の、主成分・有害成分等の定量、分析結果の精度管理、分析結果の妥当性の確認等に用いることができます。

肥料公定規格の設定等に関する業務

肥料の公定規格は、肥料の種類ごとに含有すべき主成分量、含有を許される有害成分量等を定めたものです。また、公定規格は、安全性に対するニーズ等を受けて新たな設定や変更が行われます。FAMICでは、新たな知見に基づき規格の見直しが必要になった場合や、肥料生産業者等から規格改正の申し出があった場合、肥料の安全性や効果の確認調査を実施し、農林水産大臣に報告しています。



立入検査における肥料の取去



肥料公定規格設定のための栽培試験



誘導結合プラズマ質量分析計(ICP-MS)による肥料及び肥料原材料の金属元素の分析

地力増進法

「地力増進法」は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的として定められています。

土壌改良資材の立入検査に関する業務

FAMICでは、地力増進法に規定された土壌改良資材の品質に関する表示の適正化について、農林水産大臣の指示により、製造事業場等に立ち入り、土壌改良資材及び原料、帳簿等についての検査を行っています。

土壌改良資材の表示事項が適正が理化学的試験により確認し、検査の結果、法令等に抵触するものが認められた場合は、農林水産大臣の指示により関係者への技術的助言等を行っています。

農薬登録のしくみと登録検査

農薬取締法

「農薬取締法」は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的として定められています。

農薬取締法による農薬の安全性確保のしくみ

農薬は、品質や安全性が確保され適切に使用されないと、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、農薬を登録するに当たっては、使用時の安全性や農薬としての効果はもちろんのこと、①農薬を使用して栽培された作物を摂取する人への安全性については作物残留基準、②環境への影響に関しては水質汚濁、土壌、水産動植物への被害防止に係

る登録保留基準に抵触しないことが必要であり、これら基準に照らして使用基準（使用方法、回数、時期）を設定する必要があります。

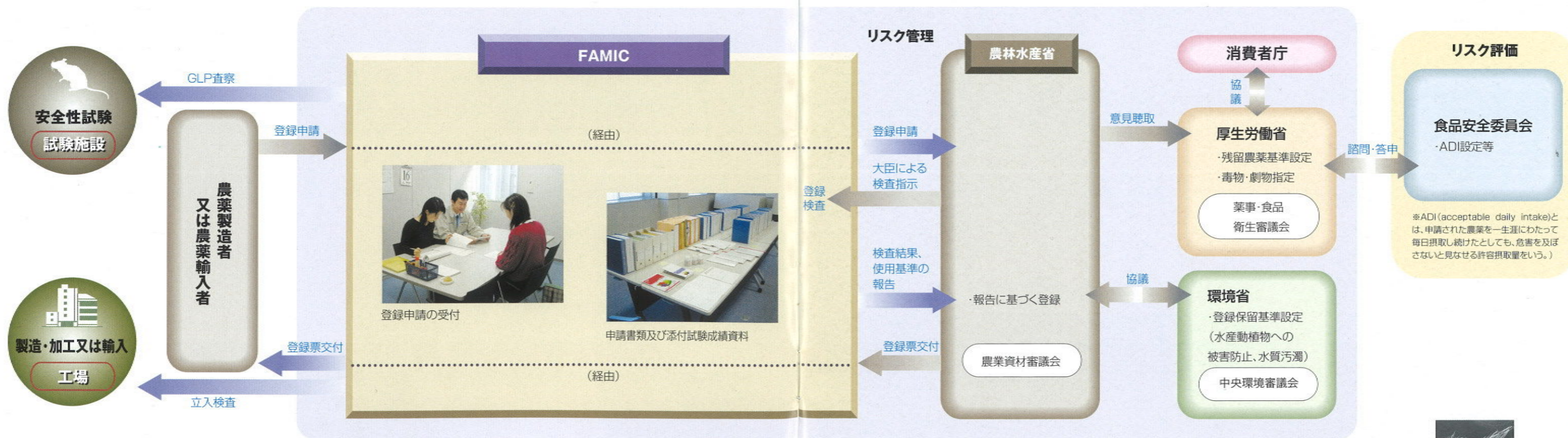
FAMICは、こうした安全性確保のしくみの中で、農薬の登録検査を行う我が国唯一の機関です。



登録検査

FAMICでは、農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験データについて、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、作物

への残留性等安全性の面から、使用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、その検査結果を大臣に報告します。



登録検査の事項及び主な試験成績

- 人・家畜等への安全性（急性毒性、慢性毒性、繁殖影響等）
- 農作物等への残留性（作物残留、乳汁への移行等）
- 水産動植物等有用動植物への影響（魚類急性毒性、藻類生長阻害、ミツバチ影響等）
- 土壌・水環境への影響（土壌残留、後作物への残留、水質汚濁、環境中予測濃度等）

- 薬効・薬害（薬効薬害試験成績）
- 原体混在物の安全性（有害混在物）
- 有効成分・製剤の物理的・化学的性状（水溶解度、土壌吸着性、水中光分解性等）

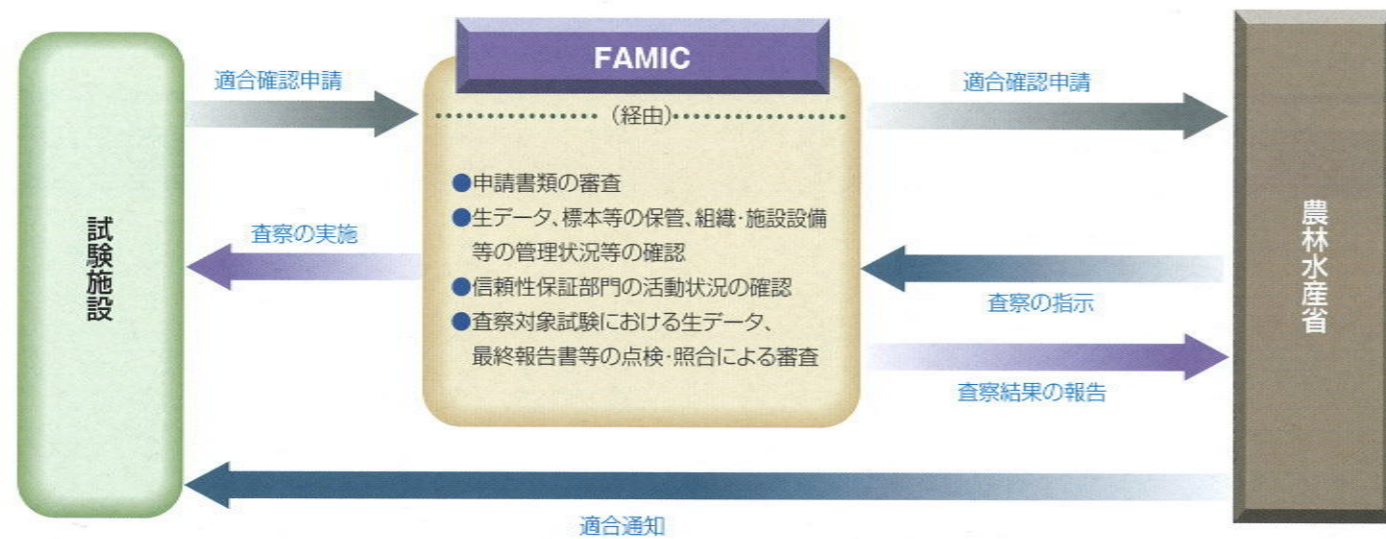


農薬の安全性の監視

農薬GLP制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性、水産動植物への影響、農作物への残留性等に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、GLP (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられています。GLP制

度とは、試験成績の信頼性を確保するための試験施設に対する監査制度で、FAMICでは、農林水産省消費・安全局長の指示により試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っています。



農薬の立入検査

農薬の品質の適正化及びその安全性確保を図るためには、無登録農薬や品質不良農薬を流通させないことが重要です。このため、農林水産大臣の指示により、農薬の製造者、販売者、使用者に立入

り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行っています。



農産物中の残留農薬の分析調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、全国から収集した農産物中の農薬の残

留状況について農林水産省と共同で分析調査を行っています。

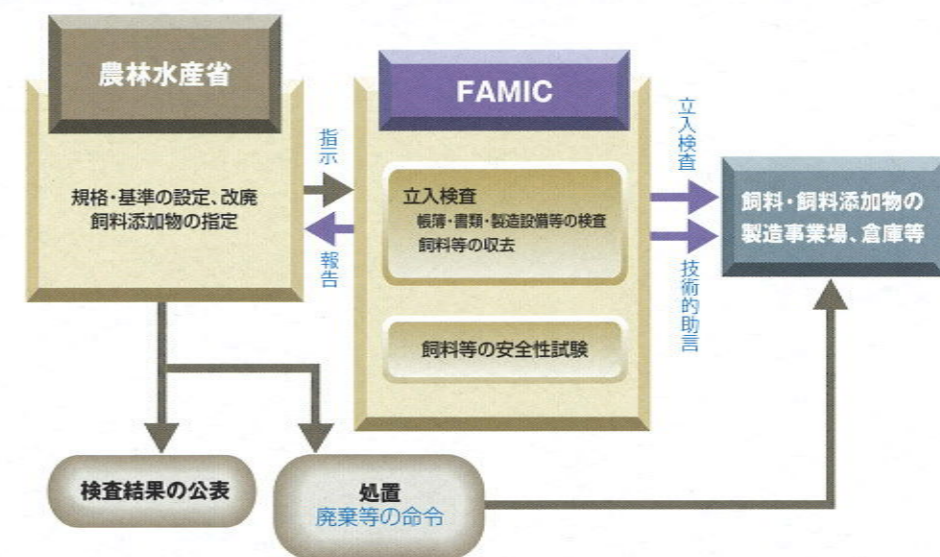
飼料等の安全性の確保

飼料安全法

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」は、飼料等の使用が原因となって人の健康をそこなうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として定められています。

飼料及び飼料添加物の立入検査に関する業務

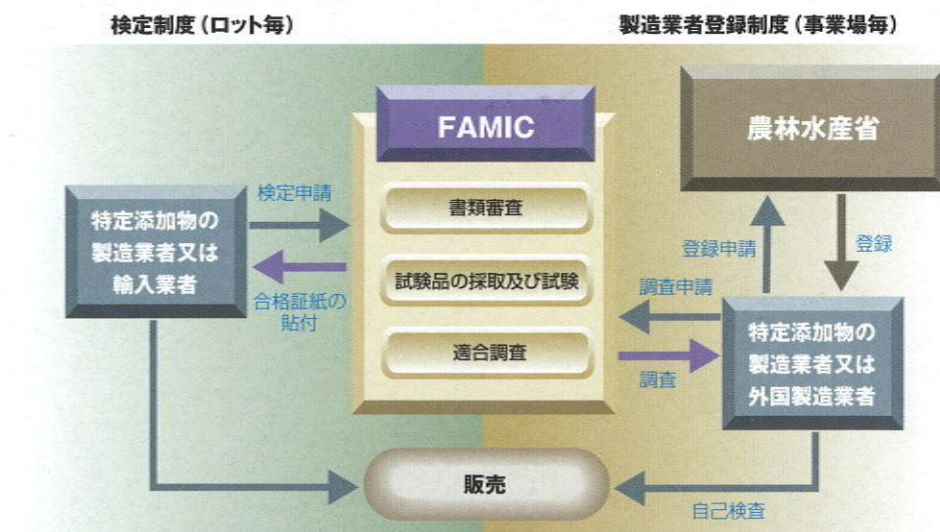
FAMICでは、飼料や飼料添加物が規格基準どおりに製造されていることを確認するため、農林水産大臣の指示により製造事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査や分析・鑑定に必要な飼料等の収去を行っています。収去した飼料等について、飼料添加物や、有害物質等に係る検査(分析・鑑定)を実施し、農林水産大臣に報告しています。検査の結果、法令等に抵触すると認められた場合は、農林水産省の指示により技術的助言等を行っています。



飼料添加物の検定に関する業務

特定添加物を製造又は輸入する業者が販売する場合は、FAMICの検定が法律で義務づけられています。また、GMP (Good Manufacturing Practice 製造適正基準)の適合登録を受けた事業場は検定を受けずに特定添加物を販売することができます。

FAMICでは、特定添加物の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を行うとともに、申請に応じて特定添加物の製造事業場のGMP適合確認に係る調査を行っています。



注) 特定添加物とは、飼料添加物である抗生物質製剤をいう。

常用標準品の配布

抗菌性物質製剤

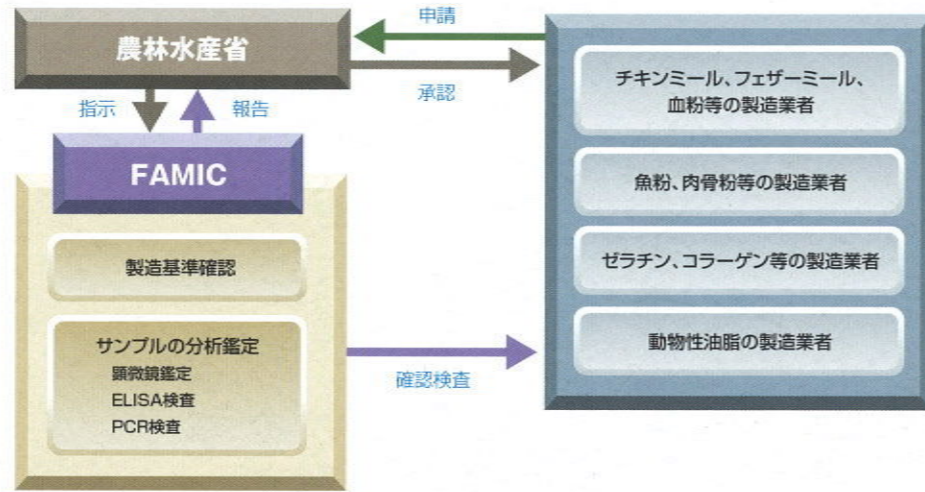
飼料添加物として指定されている抗菌性物質の力価を定めるため

の標準として、常用標準品を指定し、配布しています(配布に関しては、所定の申請及び手数料が必要となります。)

食品表示の監視

BSEに係る製造事業場の確認検査に関する業務

FAMICでは、農林水産大臣の指示等に基づきBSE(牛海綿状脳症)の発生を防止するため、肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造、輸入及び出荷にあたって安全性確認検査を行い、反すう動物由来の肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止しています。



飼料分析基準(公定法)の作成に関する業務

FAMICでは、飼料中のかび毒、農薬、抗菌性物質等の試験法の開発、改良及び妥当性確認を行い、飼料分析基準案を作成し、農林水産省に報告しています。



液体クロマトグラフ質量分析計 (LC/MS) による分析

ペットフード安全法

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」は、ペットフードの製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として定められています。

ペットフードの立入検査に関する業務

FAMICは、農林水産大臣の指示により、愛玩動物用飼料の製造事業場、輸入業者等に立ち入り、愛玩動物用飼料に係る帳簿や表示等の検査や、愛玩動物用飼料及び原料の集取を行って

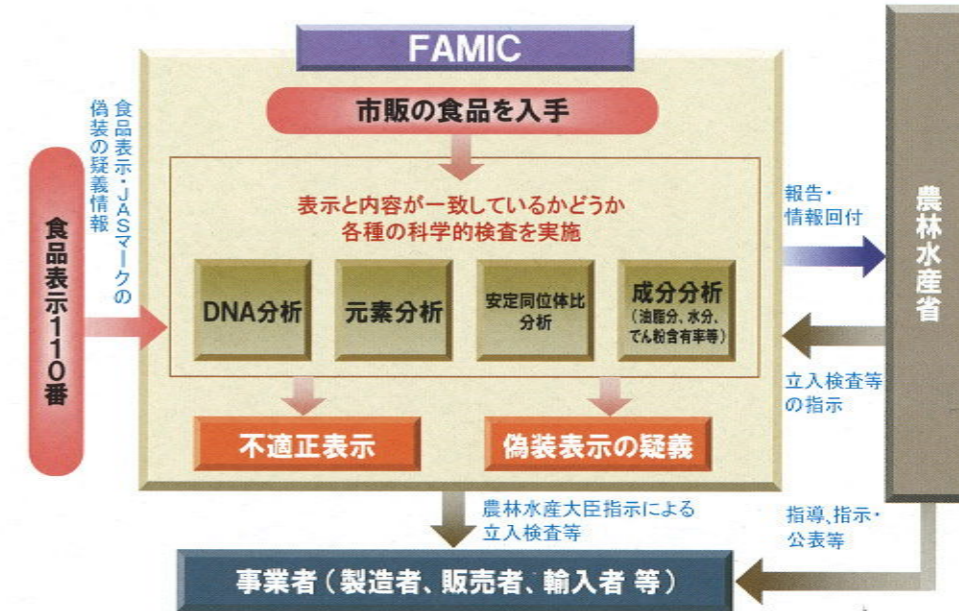
います。集取した愛玩動物用飼料等については、有害物質等が基準・規格に適合しているかどうか試験を行っています。

JAS法

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」には、「品質表示基準制度」と「JAS規格制度」の2つの制度が定められています。

「品質表示基準制度」では、一般消費者の選択に資するため、販売されるすべての食品について、国が定めた品質表示基準に従った表示を製造業者、販売者、輸入業者等に義務づけています。

FAMICでは、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか等について、科学的な検査を行っています。また、食品の遺伝子組換えに関する表示が正しいかの検査を行い、必要な場合は、分別生産流通管理(IPハンドリング)が適正に行われているかどうか、製造業者等への調査を行っています。これらの検査の結果、不適正な表示の疑いが生じた場合は、農林水産省からの指示に基づき、製造業者等に対する立入検査等を行っています。



表示監視のための分析検査

表示が正しく行われているかの判別を行うため、以下に例示するような各種の科学的検査を行っています。



安定同位体比測定装置による分析

- 農畜水産物のDNA分析による種の判別
- 農水産物の元素組成による原産地判別
- 遺伝子組換えに関する表示のある食品の検査
- 加工食品の安定同位体比分析による原材料の確認
- ソーセージ等の食肉加工品の肉種の判別
- 食用植物油の脂肪酸組成分析による原料油脂の判別
- そば加工品のアミノ酸組成分析によるそば粉の配合割合の推定

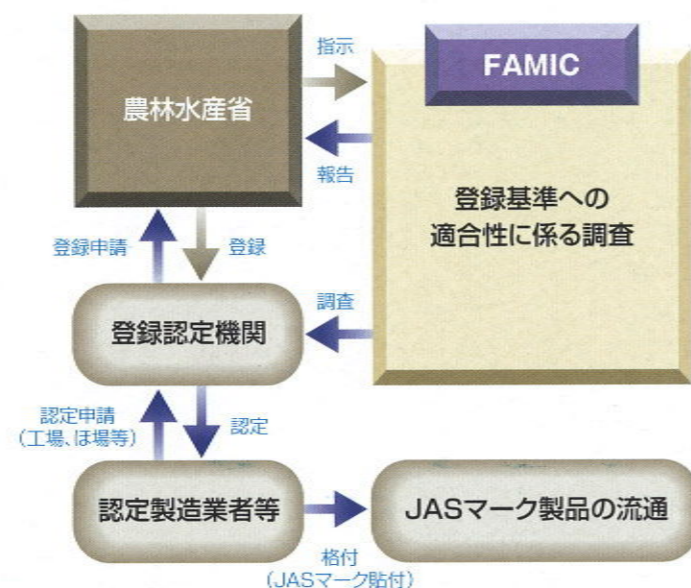
登録認定機関等に対する調査

JAS法

「JAS規格制度」では、農林物資の①品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化及び④使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)に適合している製品にJASマークをつけることができます。

登録申請等に係る調査

JAS規格制度では、JASマークをつけたい事業者は、第三者機関(登録認定機関)の認定を受ける必要があります。FAMICでは、農林水産大臣の指示に基づき登録認定機関になろうとする機関が、JAS法に規定されている登録の基準に適合しているかについて、国際基準(ISO/IEC 17011)に準拠して書類審査及び実地の調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。なお、外国の事業者をJAS法に基づき認定する外国の機関(登録外国認定機関)に対しても、同様に調査を行っています。



定期的調査・指導監督

登録認定機関及び登録外国認定機関の業務が適正に行われているかを確認するため、FAMICは農林水産大臣の指示に基づき以下の調査を定期的に行っています。

●事業所調査

登録認定機関の事業所での書類調査及び聞き取り調査並びに製品検査施設(飲食物品、林産物等)の調査

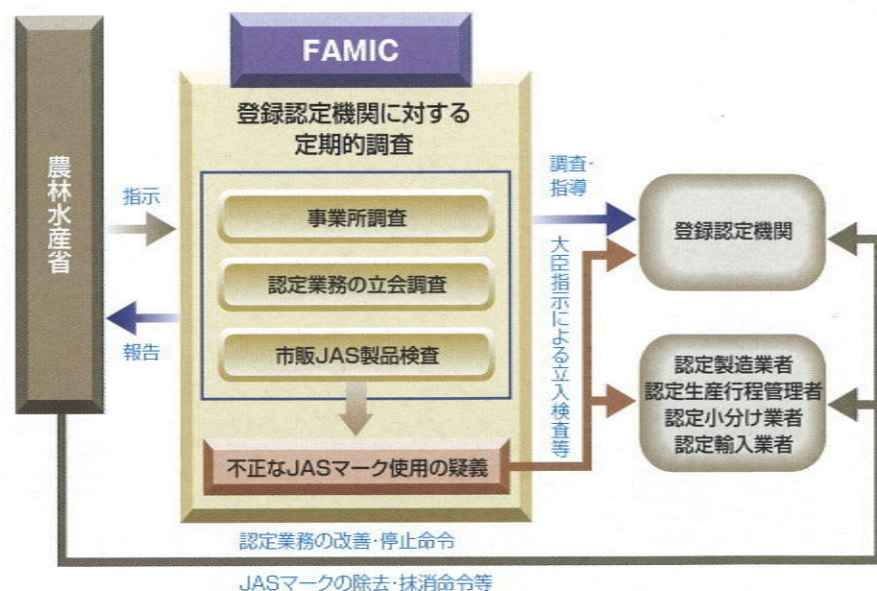
●認定業務の立会調査

登録認定機関が製造業者、生産行程管理者、小分け業者等に対して行う実地調査などの認定業務の現場にFAMICが同行し、立会って行う調査

●市販JAS製品の検査

市販されているJAS製品を購入して科学的分析によりJAS規格に適合しているかを検査

これらの調査の結果、不正なJASマーク使用の疑義が生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関や認定事業者に対する立入検査等を行います。



JAS規格の見直し等に係る業務

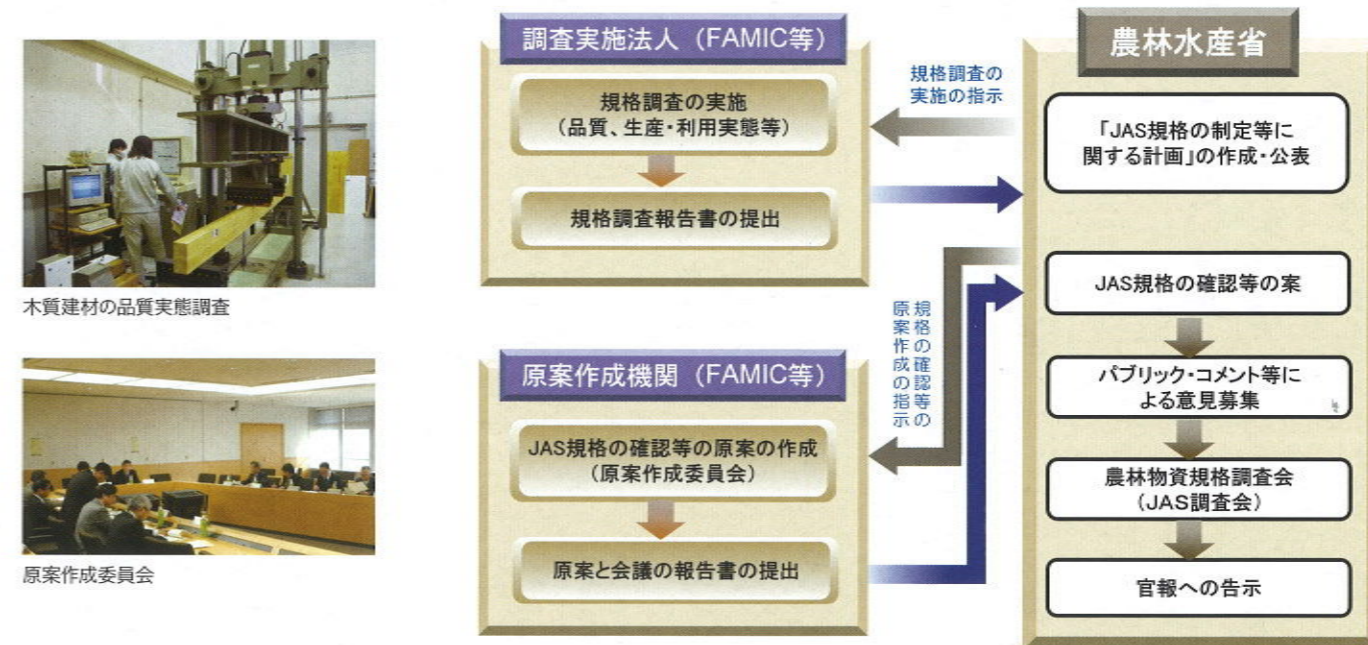
JAS法

JAS規格は、社会的なニーズに的確に対応するため、その制定等の日から5年以内に、規格の内容が適正であるかを確認し、必要に応じて見直しを行うこととなっています。規格の制定や見直しをする場合には、消費者、事業者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会(JAS調査会)での審議・議決を経なければなりません。



農林物資規格調査会(JAS調査会)

FAMICでは、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣の指示を受け、JAS規格見直し等に係る規格調査や原案作成機関の事務局を行います。



JAS規格は食品や木質建材など66品目(214規格)(平成25年4月末日現在)が定められ、その内容によって以下の5種類のJASマークで表示されます。



リスク管理に資する分析調査

リスク管理のための分析調査

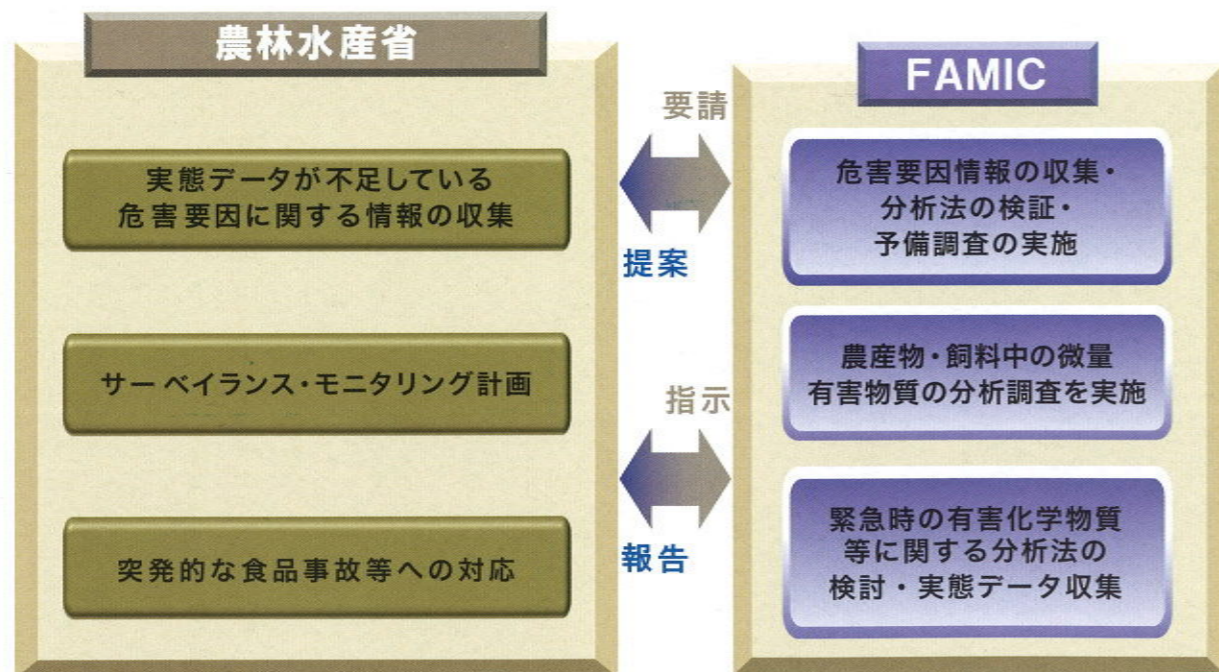
食品中の有害化学物質や有害微生物について、人の健康に悪影響を及ぼす可能性とその程度（リスク）を事前に把握して、問題発生を未然に防止したり悪影響の起こる可能性を低減するための政策・措置を検討し、必要に応じて実施することが「リスク管理」です。

科学的な実態調査で有害化学物質の含まれる量を正確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。FAMICでは、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析

法を調査し、忠実に再現して、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証を行っています。検証した分析法については標準となる手順を作成し、信頼性の高い分析マネジメントシステムを構築します。

この取組等の下で、農林水産省の指示を受けて分析を行い、農林水産省が行うサーベイランス・モニタリングに協力しています。

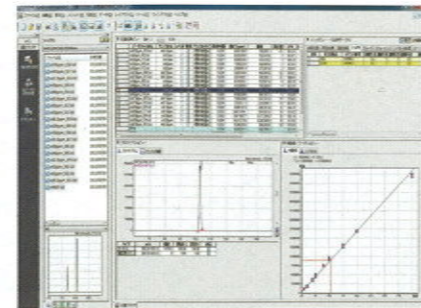
このほかにも、食品の安全に関する突発的な事件、事故が発生した場合には、農林水産省や関係機関と連携し、必要な分析・調査を実施します。



飼料のかび毒の分析



高速液体クロマトグラフトンデム質量分析装置 (LC/MS/MS) による測定



国際関係業務等

国際関係業務

ISOの国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格・農業登録制度に関する国際調和や残留基準設定のための技術的な支援等を行っています。

国際標準化機構 (ISO) の国内審議団体としての対応

国際標準化機構 (ISO) の以下の委員会の国内審議団体として国内意見を取りまとめるとともに、ISO規格へ的確に反映させるため、専門家会合への職員派遣等の活動を行っています。

ISO/TC34	: 食品専門委員会	ISO/TC89/SC3	: 合板分科委員会
ISO/TC34/SC10	: 動物用飼料分科委員会	ISO/TC218	: 木材専門委員会
ISO/TC34/SC12	: 官能分析分科委員会		
ISO/TC34/SC16	: 分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会		
ISO/TC34/SC17	: 食品安全のためのマネジメントシステムに係る分科委員会		



第1回 ISO/TC34/SC16国際会議

農業の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農業の登録制度に関する国際調和や、国際残留基準の設定などのために、経済協力開発機構 (OECD)、FAO/WHO合同国際食品規格委員会 (Codex 委員会) 等、国際会議に参加しています。

OECD/JM (化学品合同会合)	: 化学物質に関する取組み全体に対する指導・監督
OECD/JM/WGP (農業作業部会)	: 農業登録の効率的な推進にかかる各国の農業登録制度の調和並びに農業の人及び環境に対するリスク削減に関する検討
OECD/JM/GLP (GLP作業部会)	: GLP制度の運用の国際調和
Codex/CCPR (コーデックス残留農業部会)	: 食品中の残留農業に関する国際基準を検討

農林物資の品質等に関する国際食品規格 (Codex) への対応

コーデックス規格・基準の作成に関して、当該農林物資の品質等に関する調査分析及び情報収集等を行い、政府への技術的な協力を行っています。

国際協力

開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供など積極的に対応しています。

カルタヘナ議定書担保法対応

カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え生物の拡散による生物の多様性への悪影響を防止するため平成12年に締結され、これに必要な国内法として、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ議定書担保法)」が制定されました。

FAMICは、その適確かつ円滑な実施を確保するため、飲食物品、飼料原料等について、必要な事実関係の特定や、故意、過失の有無等の判断を行うための立入検査等を、農林水産大臣の指示により実施することとなっています。

OIEコラボレーティング・センターとしての活動

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして指定され、飼料の安全性に関

する情報の収集・発信、技術協力等を通じ、安全な畜産物の国際取引の確保に寄与しています。



NOP関係業務

農林水産省と米国農務省との間で、米国の有機認証制度 (National Organic Program (NOP)) を我が国で運用することが合意されました。これを受けてFAMICは、NOP認証機関にな

ろうとする機関が基準に適合しているかの審査や、NOP認証機関の定期的な監査、指導監督を行っています。

生産資材及び食品の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者等の関心の高い情報を、様々な方法により分かりやすく提供しています。

ホームページ

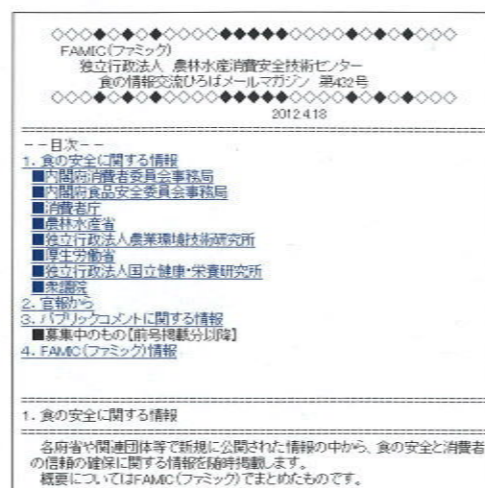
<http://www.famic.go.jp/>

ホームページでは、FAMICが行う業務内容・公表事項、生産資材や食品に関する情報などを、科学的な観点から分かりやすく解説し、タイムリーにお伝えしています。



メールマガジン

各府省等の記者発表資料や行事・講習会等の開催案内、その時々話題など、生産資材や食品の安全などに関わる情報を掲載したメールマガジンを、毎週配信しています。(登録申込みはFAMICホームページよりお願いします。)



広報誌「新・大きな目小さな目」

生産資材や食品に関する各種の情報やFAMICの取組について分かりやすく提供する広報誌として各種関連団体、地方公共団体、マスコミ等に配布しています。また、FAMICホームページでも閲覧していただけるよう、毎月掲載しています。



広報誌「新・大きな目小さな目」

講習会、研修会

生産資材、食品の安全性、品質や表示等に関し、主に事業者を対象とした講習会を開催するとともに、地方公共団体や事業者団体が主催する各種講習会への講師派遣を行っています。

また、地方公共団体職員や、事業者等を対象とした研修や指導を行っています。

●事業者を対象とした取組

食品事業者を対象とした品質管理技術の向上に関する支援、肥料、農薬及び飼料の製造業者等を対象とした品質、安全性に関する技術指導や情報提供を行っています。



事業者を対象とした講習会

●地方公共団体職員等を対象とした取組

地方公共団体職員等を対象として食品表示制度に関する知識や、分析技術、製造管理技術等の情報を提供しています。

●施設の見学、一般公開

本部(さいたま市)では毎月1回、施設見学デーを設け、FAMICの業務の紹介を行っています。農薬検査部(小平市)では、年1回、施設の一般公開を行い、農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただける機会を設けています。



農薬検査部の施設一般公開

相談業務

事業者の皆さまから電話等で寄せられる、食品及び生産資材の品質や表示に関する技術的な相談に対応しています。



相談窓口

独立行政法人国民生活センターとの連携

PIO-NET端末をFAMIC本部に設置し、国民生活センターとの情報の共有化を図るとともに、技術協力、研修・講座に関する講師の相互派遣等の連携を図っています。

依頼検査

都道府県等から依頼を受けて、農林水産物や肥料、飼料等に関する分析、試験等を有料で実施しています。

検査・分析技術の開発、能力の向上

検査・分析技術の調査研究

肥料、農薬、飼料等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の開発、実用化が求められます。

このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の開発・実用化や改良のための調査研究に取り組んでいます。

肥料分野

- ・クライテリアアプローチ*の考え方を導入するために必要な、有害重金属など各種分析法に係る性能規準及び妥当性の確認に関する課題（*国が定める分析基準を満たす分析法を公定法とする方法）
- ・肥料の有害成分等の分析法の開発及び改良
- ・汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積等、肥料の有効性及び安全の確保に必要な課題

農薬分野

- ・農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討など、農薬登録に係る国際的枠組みの策定及び国内導入に当たり必要な課題
- ・農薬の後作物残留の予測診断に関する基礎的研究、農薬の環境中予測濃度に関する調査研究、農薬の使用に伴う農作物・環境への安全の確保に必要な課題



作物残留性試験（農薬の散布）



寒天平板希釈法による薬剤感受性試験



DNAの抽出

飼料分野

- ・飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良
- ・愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良
- ・抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正な使用に資するための、耐性菌発現モニタリング調査
- ・かび毒など、飼料等の安全確保に必要な課題

食品分野

- ・生鮮食品に関し、外観から容易に判断がつかない品種及び原産地等の判別技術の開発及び改良
- ・加工食品に関し原材料、その原産地等の判別技術の開発及び改良
- ・遺伝子組換えに関する表示対象食品等に関し遺伝子組換え原材料の分析技術の開発及び改良

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025又は優良試験所規範の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別的分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。



ISO/IEC 17025認定の概要
 ●試験所の名称: 独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター試験所
 認定番号: RTL02180
 認定範囲: M26.3.18.2 核酸
 大豆及び大豆加工品の組換えDNAの定性試験

沿革



「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月)

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平20年)
 「改正JAS法施行」、産地偽装に対する直罰化(平21年)



独立行政法人

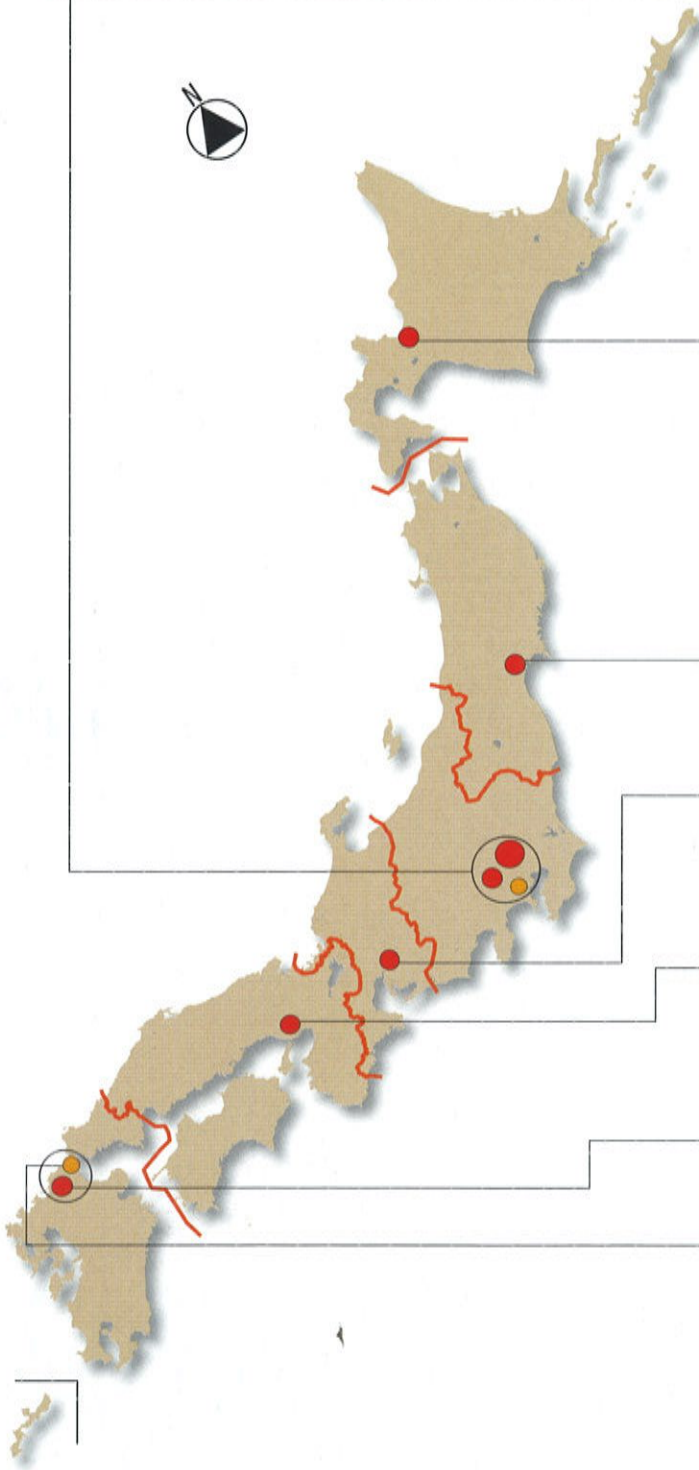
農林水産消費安全技術センター

Food and Agricultural Materials Inspection Center 略称：FAMIC（ファミック）
Incorporated Administrative Agency

本部 〒330-9731
さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
Tel:050-3797-1830 Fax:048-600-2372

農薬検査部 〒187-0011
東京都小平市鈴木町2-772
Tel:050-3797-1876 Fax:042-385-3361

横浜事務所 〒231-0003
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
Tel:050-3797-2714 Fax:045-201-7438



札幌センター 〒001-0010
札幌市北区北10条西4-1-13
道新北ビル
Tel:050-3797-1758 Fax:011-757-5366

〒060-0042
札幌市中央区大通西10-4-1
札幌第2合同庁舎
Tel:050-3797-2716 Fax:011-261-6737

仙台センター 〒983-0842
仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
Tel:050-3797-1888 Fax:022-293-3933

名古屋センター 〒460-0001
名古屋市中区三の丸1-2-2
名古屋農林総合庁舎 2号館
Tel:050-3797-1896 Fax:052-232-2107

神戸センター 〒650-0047
神戸市中央区港島南町1-3-7
Tel:050-3797-1906 Fax:078-304-7425

福岡センター 〒813-0044
福岡市東区千早3-11-15
Tel:050-3797-1918 Fax:092-682-2943

門司事務所 〒801-0841
北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎
Tel:050-3797-1923 Fax:093-332-4963